

## EU の刑事手続関連指令（仮訳）（2）

訳・北村 泰三\*

- I 無罪の推定を受ける権利等に関する指令の意義
- II 無罪の推定を受ける権利等に関する指令 2016/343 EU（仮訳）

---

### I 無罪の推定を受ける権利等に関する指令の意義

前号（第16巻2号）では、資料「EUの刑事手続関連指令(1)」として「弁護人の援助を受ける権利等に関する指令」の仮訳を掲載した。続いて本号では、EUの刑事手続指令のうち「無罪の推定を受ける権利および刑事手続における裁判に出廷する権利のある種の側面の強化に関するヨーロッパ議会および理事会指令 2016/343」の仮訳を掲載する。

まず、仮訳文の掲載に先立って、本指令の意義につき述べておくこととする。

1. 本指令は、2016年3月9日に採択されたEUの刑事手続上の権利に関する指令の一つである。EU構成国は、2018年4月1日までに本指令の内容を国内法に転換する義務を負っている。

2. 本指令は、他の一連の刑事手続上の諸権利に関するEU指令のうち、とくに無罪の推定を受ける権利と裁判に出廷する権利に関して取りまとめたものである（1条）。

3. 本指令の適用範囲は、EU司法裁判所において適用可能とされる問題、すなわち刑事手続における無罪推定の原則についてのみ適用されるものであり、民事、行政手続に関する無罪推定原則は対象外である。

4. 本指令上の無罪の推定を受ける権利の享有主体は、自然人に限定されている（2条）。その理由は、法人の無罪の推定を受ける権利については、ヨーロッパ人権裁判所の判例法

\* 中央大学法科大学院教授

により一定の範囲で保護されるが、EU法の下では、いまだ保護の対象とはされていないからである。

5. 本指令は、刑事手続における被疑者および被告人に対して適用が予定される。

6. 本指令は、EU基本権憲章およびヨーロッパ人権条約6条2項によって保障される、無罪の推定を受ける権利および自己負罪拒否権を保障するため、EU構成国は義務を負っていることを明らかにしている。

7. 本指令は、刑事手続上の権利に関する最低基準を定めることを狙いとしており特段、新たな権利を設けるものではないが、EU構成国間相互の刑事司法制度に対する信頼を強化し、刑事司法における決定の相互承認を促進することを目的としている。こうした共通の最低基準の創設は、EU市民の域内移動の自由に対する障壁を除去することを狙いとしている。

8. 刑事手続上の予備的決定（例えば、被告人の勾留手続）は、被告人が有罪であると決定するものではなく、また当局は被疑者、被告人が有罪であるとの印象を与える発言を控える義務を負っていることも含まれる（第4条）。

9. 無罪の推定を受ける権利の具体的な内容として、被疑者、被告人に対する拘束具の使用について、「構成国は、法廷または公衆の面前において身体拘束具を使用することによって、被疑者、被告人が有罪と受け取られないことを保障するために適当な措置をとる。」ことを求めている（5条1項）。さらに前文の説明では、「権限ある当局は、手錠、ガラスの覆い、檻および足枷などのような身体拘束具によって、法廷または公共の場において、被疑者、被告人が有罪であるとの印象を与えることを慎むものとする。」としている。すなわち、本指令における無罪の推定を受ける権利は訴訟手続上の権利に限らず、より広い内容を有している。

10. 5条2項では、5条1項の例外として「前項の規定は、保安上または被疑者・被告人の逃亡、もしくは第三者との接触を避けるために個別の事案ごとの理由により必要とされる拘束具の使用を妨げない。」とする。したがって、逃亡のおそれがないような場合にも、一律に法廷等の公開の場で、被疑者、被告人が有罪であるとの印象を与えることを避けるためにも拘束具の使用を控えるよう求めている。

11. 本指令の効力発生に伴う実際的な効果として、一部のEU諸国の裁判所に見られるガラスの被告人席の存在の見直しに繋がっていることが挙げられる。例えば、フランスでは、

ガラスで覆われた被告人席（安全ボックス，box sécurisés と呼ばれる）は，従来違法ではないかとの問題提起があったが，司法判断により合法とされてきた。しかし，本指令の国内法への転換期限を迎えた直後の2018年4月17日，フランスの「権利擁護官（defenseur des droits）」（2008年の憲法改正で創設）は，例外なく安全ボックスに被告人を着座させる扱いは，無罪の推定を受ける権利や防御権等に関するEU指令に違反するおそれがあると勧告した（ただし，テロ事件や組織犯罪の事件の場合は，除かれる）。その後，フランス司法相は，安全ボックスは今後新設せず，既存のものも減らすと発表した。

12. ヨーロッパ人権裁判所の判例では，ロシアやウクライナの刑事裁判で行われている法廷内に設置された金属製の檻に被告人を着席させる措置は，ヨーロッパ人権条約に定める「品位を傷つける取扱い」からの自由および6条2項の無罪の推定を受ける権利に反するとされている。

13. 転じて，わが国では，無罪の推定を受ける権利は，検察官が被告人の有罪を証明しない限り，被告人に無罪判決が下されるということを意味する。すなわち，被告人は自らの無実を証明する責任を負担しない意味に理解されている（刑事訴訟法336条）。これは，無罪推定を受ける権利の狭義の理解に立っているものと思われる。これに対して，本指令の無罪の推定を受ける権利は，より広義に，被疑者，被告人は，有罪が確定していない限り，むしろ「無辜の市民」として扱われるべきものとして理解されている。こうした広義の意味での無罪の推定を受ける権利は，自由権規約14条2項において「刑事上の罪に問われているすべての者は，法律に基づいて有罪とされるまでは，無罪と推定される権利を有する。」と定めている点にも表れている。ヨーロッパ人権条約6条2項の無罪の推定を受ける権利も同様である。したがって，報道機関に対して捜査当局が捜査に関する情報を伝達する場合にも，被疑者，被告人が犯人であるとの印象を与えないように配慮することが求められている（4条）。

14. 以上のことから，法廷における拘束具の使用が人格権および広義の意味での無罪の推定を受ける権利を侵害するか否かが議論されていることにも留意するべきであろう。わが国では，勾留中の被告人が法廷に入廷し，かつ退廷する際には，手錠，腰縄で拘束されることになっている。この措置が憲法13条の人格権の尊重や無罪の推定原則との関係で適切かどうか議論があり，裁判でも争われている（例えば，京都地方裁判所判決平成30年9月12日，平成28年（ワ）第815号。大阪高等裁判所判決令和元年6月14日，平成30年（ネ）2158号。高裁判決は，裁判所ウェブサイトに掲載されている）。これらの点については，最近の拙稿「法廷における手錠・腰縄と国際人権法」（『法学セミナー』2019年12月号，54-57頁）を参照されたい。

## II 無罪の推定を受ける権利等に関する指令 2016/343 EU (仮訳)

---

無罪の推定を受ける権利および刑事手続における裁判に出廷する権利のある種の側面の強化に関するヨーロッパ議会および理事会指令 2016/343/EU

(2016年3月9日採択)

Directive 2016/343 on the strengthening of certain aspects of the presumption of innocence and of the right to be present at the trial in criminal proceedings

---

EU 議会および EU 理事会は、  
ヨーロッパ連合運営条約およびとくに 82 条(2)(b)に鑑みて、  
EU 委員会の提案を考慮して、  
各国の議会で草案を提出した後、  
ヨーロッパ経済社会委員会の意見を考慮して、  
地域委員会との協議を終えた後、  
通常立法手続に従って、  
以下の理由により、本指令を採択した。

1. 無罪の推定を受ける権利および公正な裁判を受ける権利は、EU 基本権憲章の 47 条と 48 条に規定され、ヨーロッパ人権条約 6 条と市民的および政治的権利に関する国際規約（自由権規約）14 条および世界人権宣言 11 条に規定されている。
2. 連合は、自由、安全および正義の領域を維持し発展させることを目的として定めた。1999 年 10 月 15 日、16 日のタンペレにおける EU 理事会議長裁定（特にその 33 項）では、判決の相互承認と立法の接近を図ることは、権限ある当局間の協力と個人の権利の司法的保護とを促進するとしている。相互承認の原則は、したがって、連合内における民事および刑事の司法協力の要石である、としている。
3. EU 運営条約によれば、連合における刑事司法協力は、判決およびその他の司法的決定の相互承認の原則に基づくものである。
4. 本原則の実施は、構成国が他の刑事司法制度を信頼することを前提としている。相互承認原則の範囲は、多くの準則に依拠しており、その中には、被疑者、被告人の権利の保護のためのメカニズムと同原則の適用を促進するために必要な共通の最低基準が含まれる。
5. EU 構成国は、ヨーロッパ人権条約および自由権規約の締約国となっているが、経

験上、これらの最低基準自体が他の構成国の刑事司法制度に十分な信頼を与えていることの証左とならないことを示している。

6. 2009年11月30日、EU理事会は、刑事手続における被疑者、被告人の手続上の諸権利を強化するためのロードマップを採択した。ロードマップは、段階的なアプローチをとることによって、翻訳および通訳に対する権利に関する措置の採択（措置A）、告発に関する情報に対する権利（措置B）、法的援助および法律扶助に対する権利（措置C）、親族、雇用主および領事機関と連絡する権利（措置D）、および弱者である被疑者、被告人に対する特別な保護措置（措置E）の採択を求めている。

7. 2009年12月11日、EU首脳理事会は、ロードマップを歓迎し、（市民に奉仕し、市民を保護する、開かれかつ安全なヨーロッパに関する）ストックホルム・プログラムの一部とした。首脳理事会は、ロードマップが非包括的な性格のものであることを強調して、委員会に対して被疑者、被告人の手続上の最低限の権利の要素をさらに検討し、例えば無罪の推定を受ける権利などの他の問題に関しても、この領域におけるより一層の協力を促進するために対応する必要があるか否かを検討するよう求めた。

8. 今日までにロードマップにしたがって、ヨーロッパ議会および理事会指令2010/64/EU、同指令2023/13/EUおよび同指令2013/48/EUの3つの指令が刑事手続上の諸権利に関して採択された。

9. 本指令の目的は、無罪の推定のある種の側面および裁判に出廷する権利に関する最低基準を定めることによって、刑事手続にお

ける公正な裁判を受ける権利を強化することにある。

10. 被疑者、被告人の手続上の諸権利の保護に関する共通の最低基準を設定することによって、本指令は、各国相互の刑事司法制度に対する構成国の信頼を強化し、刑事司法における決定の相互承認を促進することを目的としている。こうした共通の最低基準は、構成国の領域を通じて市民の移動の自由への障壁を除去することもできる。

11. 本指令は、ヨーロッパ人権裁判所の判例法を害することなく、EU司法裁判所によって解釈される刑事手続に対してのみ適用する。本指令は、民事手続および（競争法、貿易、金融サービス、道路輸送、税制もしくは課税およびそれらの手続との関係で行政機関による調査の対象となるような制裁に繋がるような）行政手続に適用するものではない。

12. 本指令は、刑事手続における被疑者、被告人である自然人に適用する。本指令は、人が犯罪または犯罪の容疑事実を実行したことによって嫌疑を受けもしくは告発された時点から適用する。したがって、構成国の権限ある当局によって公式な通知その他により自身が被疑者または被告人であると告知される前から適用する。本指令は、被疑者、被告人が犯罪を行ったかどうかの最終判断が確定するまでの刑事手続のすべての段階に適用する。判決が確定した後初めて利用することのできる法的訴訟および救済措置は、（ヨーロッパ人権裁判所における訴訟手続も含めて）、本指令の範囲には含まれない。

13. 本指令は、自然人および法人に関する無

罪の推定を受ける権利の保護にはさまざまな要請および度合があることを認める。自然人に関しては、そうした保護はヨーロッパ人権裁判所の十分に確立された判例法に反映している。しかし、EU 司法裁判所は、無罪の推定から派生する権利は、自然人に対して認められるのと同じようには、法人に付与されないことを認めてきた。

14. 国内法および各国ならびに EU レベルの判例法の現在の発展段階では、法人に関する無罪の推定に関して EU レベルの立法を行うことは時期尚早である。本指令は、したがって、法人には適用されない。このことは、法人に対してヨーロッパ人権裁判所および EU 司法裁判所によって解釈された、特にヨーロッパ人権条約に規定された無罪の推定を受ける権利の適用を損なうものではない。

15. 法人に関する無罪の推定は、既存の立法上の保障措置と判例法によって確保されるものであり、その発展は、連合の訴訟において要請があるかどうかによって決定するものとする。

16. 無罪の推定は、公の当局が行った公的発言または罪状に関する以外の司法的決定により、被疑者または被告人が有罪であると言及した場合には、その者が法に従って有罪ではないと証明されない限り、侵害される。そうした発言および司法的決定は、当該人物が有罪であるとの意見を反映するべきではない。このことは、防禦の権利が尊重されている限り、起訴のような被疑者、被告人の罪状を証明するための訴追行為への適用を排除するものではない。また、このことは、司法機関その他の権限ある機関が、

犯罪容疑もしくは有罪の証拠に基づいてとる手続的性格の予備的な決定（例えば、裁判前の勾留の決定など）への適用を排除するものではない。ただし、それらの決定は、被疑者、被告人が有罪であると解するものではない。手続的性質の予備的決定をとる以前に、権限ある当局は、被疑者、被告人に対して当該決定を正当なものとするために十分な有罪の証拠があることを確認しなければならず、この決定は有罪証拠に関する要素への言及を含ませることができる。

17. 「公の機関が行う公的発言」という用語は、犯罪にかかわるいずれかの言及であって、裁判所、警察および閣僚その他の公的機関などの刑事手続に関連する機関が行う犯罪についてのあらゆる声明であると理解される。但し、刑事免責に関する国内法の適用を害するものではない。

18. 被疑者、被告人が有罪であるとの断定をしない義務は、それが犯罪の捜査に関する理由により厳に必要とされる場合（例えば、ビデオ映像が公開され、公衆に犯罪を行った者の確認を手助けしてもらうためもしくは安全上の理由で環境犯罪により影響を受ける地域の住民に対して情報が与えられている場合、もしくは公の秩序の紊<sup>びん</sup>乱を防止するために刑事手続の現状について権限を有する機関が客観的情報を与えている場合などは）、除かれる。これらの理由の援用は、あらゆる関連利害を考慮して、それが合理的かつ比例的である場合に限定するものとする。いずれにしても、情報が発信される方法と文脈は、当該人物が法に従って有罪であることが立証されるまでは有罪であるとの印象を与えるべきではない。

19. 構成国は、報道機関に対して情報を提供するとき、公の当局は、被疑者、被告人が法に従って有罪であることが証明されていない限り、それらの者を犯人呼ばわりしないために適切な措置をとるものとする。そのために構成国は、情報を報道機関に提供し、公開する際には、無罪の推定について十分に留意することが重要である点につき周知するものとする。このことは、報道の自由を保護する国内法の適用を妨げるものではない。

20. 権限ある当局は、手錠、ガラスの覆い、檻および足枷などの身体拘束具によって、法廷または公共の場において、被疑者、被告人が有罪であるとの印象を与えることを控えるものとする。ただし、被疑者、被告人の自傷・他傷行為を防止するため、または逃亡または被疑者、被告人が証人もしくは被害者等の第三者との接触を防止する目的を含めて、それらの用具の使用が個別の事案に応じて必要とされる場合は除かれる。身体拘束具の使用が可能であるということは、権限ある機関が、それらの措置の使用について公式に決定すべきという意味ではない。

21. 可能な場合には、権限ある当局は、被疑者、被告人を法廷内または公共の場においては、有罪であるとの印象を与えるのを避けるために、囚人服を着たままでさらすことを慎むものとする。

22. 被疑者、被告人の有罪を証明する負担は、検察側にある。また、疑わしきは被疑者、被告人に有利とする。検察から弁護側に立証責任を転換するならば、無罪の推定は、毀損される。ただし、被疑者、被告人の罪

証を評価する際に、職権上の資格で裁判所が行う権限を妨げるものではなく、また被疑者、被告人の犯罪の有責性に関する事実または法の認定を用いることを排除するものでもない。かかる認定は、問題の重要性および防禦の権利の維持を考慮して合理的な制限の範囲内に限られるべきであり、かつ用いられる手段は、追求する目的に対して合理的にみて比例的なものとする。かかる認定は、反証が可能でなければならず、いかなる場合でも弁護の権利が尊重される場合にのみ用いられる。

23. 種々の構成国においては、訴追側だけでなく、裁判官および権限ある裁判所も無罪または有罪の証拠を捜査する任務が与えられている。弾劾制度を採用していない構成国では、現状の制度は、本指令および連合法および国際法の関連規定と適合する限り、維持することができる。

24. 黙秘権は、無罪の推定にとって重要な側面であり、自己負罪からの保護として働くものである。

25. 自己負罪拒否権は、無罪の推定の重要な側面でもある。被疑者、被告人は、供述または取調に応じるよう求められた場合、証拠もしくは文書の提出または自己負罪を帰結する情報を提供するよう求められた場合には、それを強制されてはならない。

26. 黙秘権および自己負罪拒否権は、被疑者、被告人が、例えば自身の身元の確認に関する取調などの、自ら犯罪を行ったことに関連する取調に適用する。

27. 黙秘権および自己負罪拒否権は、権限ある当局が、被疑者、被告人が望まない限り、情報を提供することを強制されないことを

意味している。黙秘権または自己負罪拒否権が侵害されたかどうかを決定するためには、ヨーロッパ人権条約上の公正な裁判を受ける権利に関するヨーロッパ人権裁判所の解釈を考慮するものとする。

28. 黙秘権または自己負罪拒否権を行使した結果、被疑者、被告人が不利に扱われるべきではなく、そのこと自体は当人が犯罪を行った証拠としてはみなされない。このことは、防禦の権利が尊重されている限り、裁判所または裁判官による証拠の評価に関する国内法規則の適用を妨げるものではない。

29. 自己負罪拒否権の行使は、権限ある当局が被疑者、被告人から合法的な強制力を行使して獲得された証拠であり、かつ被疑者、被告人の意思とは無関係に存在している証拠（令状にしたがって獲得した証拠資料で、かつ保管、提出する法的義務のある、呼気、血液または尿サンプルおよびDNA検査のための体細胞などのような資料）の収集を妨げるものではない。

30. 黙秘権および自己負罪拒否権は、（軽微な道路交通法規の違反のような）軽度の犯罪に関連して、裁判手続上、または裁判の一定の段階において、書面上行われるかまたは権限ある当局による当該犯罪に関する被疑者、被告人の取調を経ずに、構成国が行う判断を妨げるものではない。ただし、これらは公正な裁判を受ける権利と一致していることを条件とする。

31. 構成国は、被疑者、被告人がEU指令2012/13の3条に従って、諸権利に関する情報が提供されている場合には、本指令にしたがって、国内法上適用される自己負罪

拒否権についての情報も与えられていることを確保するよう考慮するものとする。

32. 構成国は、被疑者、被告人がEU指令2012/13の4条に従って、権利の告知状を与えられている場合には、その告知状は本指令に従って国内法上適用される自己負罪拒否権に関する情報を含むことを保障することを考慮するものとする。

33. 公正な裁判を受ける権利は、民主的社会における基本的原則の1つである。被告人が裁判に出廷する権利は、この権利に基づくものであり、連合を通じて保障されるものとする。

34. 自己の管理の範囲を越える理由のために、裁判に出廷することができない場合には、被疑者、被告人は、国内法に定められた時間枠の中で新たな裁判日程を要請することが認められるものとする。

35. 被疑者、被告人が裁判に出廷する権利は、絶対的ではない。ある一定の条件の下で、被疑者、被告人は、明示的または黙示的な方法で確定的にこの権利を放棄することができるものとする。

36. ある一定の条件の下で、被疑者、被告人が裁判に出席しない場合でも、被疑者、被告人に対して有罪または無罪の決定を言い渡すことができるものとする。それは、被疑者、被告人が、しかるべき時期に、裁判の日程を通知され、かつ欠席した場合の結末を知らされかつそれにもかかわらず、出廷しなかった場合である。被疑者、被告人に対して裁判の日程を通知することは、同人を個人として召喚またはその他の方法によって、裁判の日付と場所に関する公的な情報を有する者が裁判について知ること



ができるような方法により提供することを条件とする。被疑者、被告人に裁判を欠席した場合の結果について知らせることは、特に、本人が裁判に出席しない場合にも判決が下されることがあることを告知するものと理解される。

37. 被疑者、被告人が、裁判の日程を通知されており、かつ被疑者、被告人もしくは国によって裁判において被疑者、被告人を代理するように任命された弁護士に対して代理人として依頼がなされており、かつ被疑者、被告人を代理して裁判に出廷していた場合には、被疑者、被告人が不在のまま、有罪または無罪の決定を言い渡すために法廷を開催することができるものとする。

38. 告知の方法が裁判への被疑者、被告人の注意を保障するために十分であるか否かを考慮する際には、関係者に対して情報を提供するために、公の当局がどのように努力を払ったか、また自己に対して宛てられた情報を受理するために関係者がどのような努力をしたかについても特に注意を払うものとする。

39. 構成国（の国内法）が被疑者、被告人の不在のまま開廷される可能性を規定しているが、特定の被疑者、被告人が（例えば、失踪または逃亡したために）欠席した場合に、決定の言い渡しの条件が満たされない場合には、被疑者、被告人が欠席した場合でも決定を言い渡し、かつ執行することができるものとする。その場合には、構成国は、被疑者、被告人（特に、身柄が拘禁されている場合には）がその決定の通知を受けるよう保障され、またその判決に異議を申し立てかつ新たな訴訟または他の法的救済手

段に対する権利を有することを告知される。その情報が伝えられたという事実は、国内法の定める記録手続にしたがって録取されることを条件として口頭でも伝えることができる。

40. 構成国の権限ある当局は、刑事手続の適切な運用という利益に叶う場合には、裁判から一時的に被疑者、被告人を退廷させることができる。例えば、これには被疑者、被告人が審理を妨害し、かつ裁判官の命令により退廷を命じられた場合、もしくは被疑者、被告人の出廷が証人の適切な聴聞を妨げるような場合がある。

41. 裁判に出廷する権利は、審理が行われる場合にだけ行使することができる。つまり、関係国の手続法によって、審理の定めがなければ、裁判に出席する権利は適用できないということを意味する。そうした国内法は、EU司法裁判所とヨーロッパ人権裁判所の（特に公平な裁判を受ける権利に関する）解釈によるEU基本権憲章とヨーロッパ人権条約に従うものとする。例えば、その全部または一部が書面手続によったり、もしくは法廷での審理が行われなかったりする場合のように、手続が簡略な方法により行われる場合である。

42. 構成国は、本指令の実施において、とくに裁判および新たな裁判に出席する権利については、弱者の特別の必要性に考慮を払うものとする。弱者である被疑者、被告人の刑事訴訟手続上の保護措置に関する2013年11月27日の委員会勧告によれば、弱者である被疑者、被告人とは、年齢、精神的または肉体的条件によるかもしくは身体的な障がいによって刑事手続を理解しまたは

刑事手続に効果的に参加できない者をいうものと理解される。

43. 児童は、弱者であり、また特別の保護を与えられるものとする。したがって、本指令に定められた若干の権利については、特別の手続上の保護が与えられるものとする。

44. 連合法の有効性の原則により構成国は、連合法によって個人に付与された権利の違反がある場合には、十分かつ実効的な救済を提供する。実効的な救済は、本指令に定める権利のいずれかが侵害された場合に提供されるものであり、公正な裁判を受ける権利および防禦の権利を保護するために、できる限り、被疑者、被告人がその侵害がなかった場合と同一の立場に置く効果を有するものとする。

45. 黙秘権または自己負罪拒否権に違反して獲得された被疑者、被告人の供述または証拠を評価する際には、裁判所および裁判官は、防禦の権利および公正な裁判を受ける権利を尊重するものとする。その点で、ヨーロッパ人権裁判所の判例法を考慮するものとする。それによれば、ヨーロッパ人権条約3条に違反する拷問その他の虐待の結果得られた供述を訴訟手続における関連事実を確定する証拠として認めることは、刑事手続全体を不公正なものとする。国連の拷問等禁止条約によれば、拷問の結果獲得された供述は、いかなる手続においても証拠として援用することはできない。ただし、拷問実行犯を訴追する場合に、(拷問による)供述が行われた証拠としてこれを援用する場合はこの限りではない。

46. 本指令の実効性を監視し、評価するため、構成国は、本決議に定められた諸権利の実

施に関する利用可能なデータを委員会に送付するものとする。それらのデータは、本指令の対象となる無罪の推定または裁判に出廷する権利のいずれの側面についての違反事件に適用される救済に関して法執行機関および司法機関によって提供されたものの記録を含む。

47. 本指令は、拷問および非人道的なもしくは品位を傷つける取扱いの禁止、身体的自由と安全、私生活および家庭生活の尊重、人格の尊厳に対する権利、児童の権利、障がいを持つ者の(社会的)統合、実効的救済に対する権利および公正な裁判を受ける権利、無罪の推定を受ける権利および防禦の権利など、EU基本権憲章およびヨーロッパ人権条約によって認められた基本権と原則を支持する。連合は、EU基本権憲章に定める人権と自由および原則を承認し、かつヨーロッパ人権条約で保障される基本的権利および構成国に共通する憲法的伝統に由来する原則を承認する、ヨーロッパ連合条約6条は特に考慮するものとする。

48. 本指令は、最低限の規則を定めるものなので、構成国は、より程度の高い保護を提供するために本指令に定める権利を拡大することができる。構成国が提供する保護の水準は、EU司法裁判所およびヨーロッパ人権裁判所が解釈したヨーロッパ人権条約およびEU基本権憲章の水準を下回ってはならない。

49. 本指令の目的、即ち無罪の推定のある種の側面に関する最低基準および刑事訴訟手続上の裁判に出廷する権利のある種の側面に関する共通の最低規則を定めることは、構成国によって十分に達成することはでき

ず、むしろその規模と効果の故に、連合のレベルでよりよく達成することができるので、連合はEU条約5条に定める補完性の原則に従って措置を採択することができる。比例性の原則に従って、同条に定めるように、本規則は、これらの目的を達成するために必要とされるものを越えるものではない。

50. 自由、安全および正義の領域に関するイギリスとアイルランドの立場に関する第21議定書1条および2条に従って、これらの構成国は、本指令の採択に加わらず、またこれによって拘束されることなくまたはその適用に従うことはない。

51. ヨーロッパ連合条約およびヨーロッパ連合運営条約を補足するデンマークの地位に関する議定書1条および2条に従って、デンマークは本指令の採択に参加せず、またこれによって拘束され、適用に服することはない。

## 第1章 主題と範囲

### 第1条（主題）

本指令は、以下の点に関する共通の最低規則を定める。

- (a) 刑事手続における無罪推定の原則に関する若干の側面
- (b) 刑事手続に関する裁判に出廷する権利

### 第2条（範囲）

本指令は、刑事手続上の被疑者、被告人である自然人に適用する。本指令は、人が犯罪もしくは犯罪の嫌疑をもたれるか訴追されるときから、同人が犯罪を行ったことが確定的

であるか否かの最終決定の時までの刑事手続のすべての段階に適用される。

## 第2章 無罪の推定

### 第3条 無罪の推定

構成国は、被疑者、被告人が法に従って有罪であることが立証されるまでは無罪の推定を受けることを保障するものとする。

### 第4条（罪責性への公の言及）

1. 構成国は、法律に従って、被疑者、被告人が有罪であることが証明されない限り、公の機関および司法的決定による公式の声明により、犯罪事実に関する部分以外については、同人が有罪である旨について言及しないことを保障するための必要な措置をとるものとする。このことは、被疑者、被告人が罪証を明らかにするための検察の行動、および嫌疑または有罪証拠に基づく司法機関およびその他の権限のある機関がとる手続的性質の予備的決定を妨げるものではない。

2. 構成国は、被疑者、被告人が有罪であると言及することを禁止する本条1項に定める義務の違反がある場合には、本指令の特 に10条に従って、適切な措置を利用できることを保障するものとする。

3. 被疑者、被告人が有罪であると言及してはならないとする1項に定める義務は、犯罪捜査または公共の利益に関連する理由によって、厳に必要な場合には公的機関が刑事手続に関する情報を公表することを妨げるものではない。

#### 第5条（被疑者、被告人の身柄の披露）

1. 構成国は、法廷または公衆の面前において、身体拘束具の使用によって、被疑者、被告人が有罪であると受け取られないよう保障するために適当な措置をとるものとする。
2. 前項の規定は、保安上または被疑者、被告人の逃走もしくは第三者との接触を防止するため、個別の事案ごとの理由によって必要とされる身体拘束具の使用を妨げるものではない。

#### 第6条（証明の負担）

1. 構成国は、被疑者、被告人の罪状を確定するための証明の負担は、訴追側にあることを保障するものとする。これは、裁判官または権限のある裁判所が有罪または無罪を証明する証拠を求める義務および国内法に従って、弁護側が証拠を提出する権利を妨げるものではない。
2. 構成国は、罪証問題に関して何らかの疑義がある場合には、裁判所が当人を無罪としかどうかを判断する場合も含み、被疑者、被告人の利益となるよう保障するものとする。

#### 第7条（黙秘権および自己負罪拒否権）

1. 構成国は、被疑者、被告人が行った犯罪に関連して黙秘権を保障するものとする。
2. 構成国は、被疑者、被告人が自己負罪拒否権を有することを保障するものとする。
3. 自己負罪拒否権の行使は、権限ある当局が適法な強制力の行使によって、かつ被疑者、被告人の意思とは独立の存在である証拠を獲得することを妨げるものではない。
4. 構成国は、被疑者・容疑者の協力的な行

為を判決に際して考慮することができる。

5. 被疑者、被告人による黙秘権または自己負罪拒否権の行使は、その者に不利に働かせてはならず、当該犯罪を行った証拠としてみなされることはない。
6. 本条は、軽微な犯罪に関して構成国が、書面によるかまたは当該犯罪に関する権限ある当局による被疑者、被告人の取調を省いて、訴訟手続の運用またはその一部について訴訟手続を進行するよう決定することを妨げない。ただし、公正な裁判を受ける権利と両立することを条件とする。

### 第3章 裁判に出廷する権利

#### 第8条（裁判に出廷する権利）

1. 構成国は、被疑者、被告人が裁判に出廷する権利を有することを保障するものとする。
2. 構成国は、被疑者、被告人の有罪または無罪に関する決定を行う裁判を、以下の場合には被疑者、被告人の出席または欠席にかかわらず、開廷することができる旨定めることができる。
  - (a) 被疑者、被告人が、しかるべき時に、裁判の予定を告知され、かつ欠席の結果を告知されていた場合、
  - (b) 裁判の予定を知らされた被疑者、被告人が、自らまたは国により任命された弁護人によって代理されている場合、
3. 前項に従って行われた決定は、関係者に対して執行することができる。
4. 構成国が被疑者、被告人の欠席のまま裁判を開廷する可能性を定めているが、合理的な努力を尽くしたにもかかわらず被疑者、被告人の所在が不明であるために、本条2

項に定める条件に従うことができない場合には、構成国は、なおかつ決定を行い、かつ執行することができるものと定めることができる。

5. 本条は、裁判官または権限ある裁判所が、刑事手続の適切な運用を確保するために必要な場合には、公判廷から被疑者、被告人を一時的に除外することができるものと定める国内法の規定を妨げるものではない。ただし、防禦の権利と一致することを条件とする。

6. 本条は、訴訟手続または訴訟手続の一部を書面により行うことを規定する国内規則を妨げるものではない。ただし、この規定は、公正な裁判を受ける権利と両立するものでなければならない。

#### 第9条（新たな裁判に対する権利）

構成国は、被疑者または被告人が自身の裁判に出廷せず、かつ8条2項に定める条件が満たされない場合には、新たな裁判を受ける権利またはその他の法的救済手段に対する権利を有することを保障するものとする。その裁判では、新たな証拠の審査を含めて、また事件の本案について新たな決定ができるものとし、かつ原決定を覆すこともありうるものとする。その際、構成国は、これらの被疑者、被告人が国内法上の手続に従って、裁判に出廷し、効果的に参加し、かつ防禦権を行使する権利を有することを保障するものとする。

### 第4章 一般条項および最終条項

#### 第10条（救済措置）

1. 構成国は、被疑者、被告人が本指令に基

づく権利が侵害された場合には、実効的な救済手段を得ることを保障するものとする。

2. 証拠の許容性に関する国内法の規則および制度を妨げることなく、構成国は、被疑者、被告人が行った証言または黙秘権または自己負罪拒否権に違反して獲得された証拠の評価に際して、弁護の権利および手続上の公平が尊重されることを保障するものとする。

#### 第11条（データの収集）

構成国は、2020年4月1日までにその後は3年ごとに、この指令に定める権利の履行方法を示す入手可能なデータを委員会に送付する。

#### 第12条（報告）

委員会は、2021年4月1日までに、この指令の実施に関する報告書をヨーロッパ議会および理事会に提出する。

#### 第13条（退行的解釈の禁止）

この指令のいかなる規定も、EU基本権憲章、ヨーロッパ人権条約または他の国際法の関連規定もしくはより高次の保護を定める構成国の法の下で保障される権利または規定を制限し、またはそれらを免れるものとして解釈されてはならない。

#### 第14条（経過規定）

1. 構成国は、2018年4月1日までにこの指令に従うために必要とされる法律、規則および行政規定を制定するものとする。構成国は、ただちにそれを委員会に通知する。

構成国がこれらの措置を執るときは、本指令への言及を含ませるかまたは正式に公

表するさいにその旨の言及をともなうこととする。公表の手段は、構成国が定める。

2. 構成国は、本指令の対象とする分野においてとった国内法上の主な措置の条文を委員会に通知する。

#### 第 15 条（発効）

本指令は、EU 官報に公表された日から 20

日後に効力を生じさせる。

#### 第 16 条

本指令は、EU 条約に従って構成国に対して宛てられる。

2016 年 3 月 9 日

ストラスブールにて採択